

副 本

平成14年(ワ)第19276号, 平成15年(ワ)第6732号

原告 シヤムスリほか8396名


被告 国ほか3名

補 充 意 見 書

平成17年7月7日


東京地方裁判所民事第49部 御中


被告国訴訟代理人


黒 澤 基 弘 


被告国指定代理人


藤 澤 裕 介 


中 道 衆 矢 

工 藤 二 


相 星 孝 一 

中 村 仁 威 

森 和 也 

豊 田 尚 吾 

箕 谷 健 

和 田 充 広 

- 北 浦 康 弘  代
- 寒 川 富 士 夫  代
- 江 原 功 雄  代
- 阿 部 智  代
- 石 井 菜 穂 子  代
- 斉 内 利 光  代
- 大 槻 充  代
- 馬 場 将 吉  代
- 根 井 寿 規  代
- 石 崎 隆  代
- 阿 部 康 幸  代
- 小 川 潔  代
- 佐 分 利 応 貴  代
- 柴 谷 昌 宏  代
- 関 万 里  代

被告国は、原告らが原告ら2005年(平成17年)6月7日付け意見書(以下「原告ら追加意見書」という。)において、同年3月10日付け文書提出命令申立書(以下「本件申立書」という。)に係る文書提出命令申立てについて追加の意見を述べていることから、必要と認める限度で意見を補充する。

第1 補充意見の要旨

- 1 「①乙B24号証2枚目及び3枚目に存する墨塗り部分並びに乙B25号証2枚目の「March 12 impounding works for the plant」に続く墨塗り部分及び「the economic cooperation on bonafide basis and」に続く墨塗り部分(以下「本件墨塗り部分」という。)については、これを取り調べる必要がない上、被告国にその提出義務はないから、本件申立ては却下されるべきである。
- 2 本件墨塗り部分に係る文書提出命令申立ての審理において、イン・カメラ手続を執る必要はない。

第2 補充意見の理由

1 原告らの追加意見の要旨

原告らは、仮に本件墨塗り部分が引用文書に当たらないとしても、被告国は、民事訴訟法(以下「民訴法」という。)220条4号に基づき提出義務を負うとの追加申立てをする(原告ら追加意見書8,9ページ)。

しかしながら、原告らの意見は以下のとおり失当である。

2 被告国の反論

(1) 主張自体失当であるから取調べの必要がないこと

被告国の平成17年4月28日付け文書提出命令申立てに対する意見書(以下「被告国意見書」という。)で述べたとおり、そもそも被告国は、原告ら住民との関係で「非自発的移住に対する注意義務」及び「3条件に基づく注意義務」を負担していないし、湛水開始について何らかの働きかけ

をする義務はなく、湛水に関して原告らのために調査を行うべき義務もないから(被告国第9準備書面3ページ)、湛水再開に関する具体的状況がどのようなものであっても、被告国が原告ら住民に対して国家賠償責任を負う余地はなく、原告らの上記主張は、いずれもそれ自体失当であって、そもそも立証しても意味がないものである。

したがって、本件墨塗り部分は、被告国の法的責任を基礎づける文書とはなり得ず、これを証拠として取り調べる必要はない。

(2) 本件墨塗り部分が民訴法220条4号ロの除外文書であること

原告らは、本件墨塗り部分が丁B7号証6ページ5ないし7行目において墨塗りにされた部分に記載された内容と同等のものであり、実質的に秘密とすべき理由はないから、民訴法220条4号に定める除外事由に該当しないと主張する(本件申立書3ページ)。

しかしながら、本件墨塗り部分には、いずれもJBICとインドネシア側の借款契約の内容に関する記載がされているものであるところ、借款契約は、借入国から提供された信用情報、融資対象プロジェクトに係る詳細情報等を反映したもので、公務員の職務上の秘密に関する事項で、これが公表されると、借入国の信用を毀損したり融資対象プロジェクトの円滑な実施を妨げたりするおそれ等があり、ひいては、外務省の行う円借款案件の検討、相手国との調整・協議に係る業務にも悪影響を与えるおそれがある。

そうである以上、原告らが、本件墨塗り部分について、丁B7号証6ページ5ないし7行目において墨塗りにされた部分に記載された内容と同等のものであると断定することは根拠のない憶測にすぎない。

よって、本件墨塗り部分は民訴法220条4号ロに該当し、この点からも文書提出義務がない。

3 イン・カメラ手続の必要性について

また、原告らは、本件墨塗り部分に関する文書提出命令申立ての審理におい

て、民訴法223条6項のイン・カメラ手続を執ることを求めている(追加意見書12ページ)。

しかし、借款契約の内容は、公務員の職務上の秘密に属する事項で、これが公表されると、借入国との信頼関係が毀損される可能性があるばかりか、借入国の信用を毀損したり、融資対象のプロジェクトの円滑な実施を妨げたりするおそれ等があり、ひいては、外務省の行う円借款案件の検討、相手国の調整・協議に係る業務にも悪影響を与えるおそれがあることは、借款契約の内容を確認しなくても、容易に認定できる。そうである以上、借款契約の内容に関する記載がされている本件墨塗り部分について、裁判所が民訴法223条6項の手続を用いて内容を確認する必要はない。

4 結論

以上のとおりであって、本件申立書による文書提出命令申立てにより提出を求める文書は、上記のほか被告国意見書において述べたとおり、いずれも取調べの必要性がないものである上、被告国には文書提出義務もないことは明らかであるから、原告らの申立ては、速やかに却下されるべきである。